平成２４年（フ）第３１１号
茨城県筑西市玉戸1602番地146
債務者　市村　雅希
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３１２号
茨城県古河市東牛谷1162番地１　タテノコーポ202
債務者　峯　　信男
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３１３号
茨城県古河市久能1815番地４
債務者　加久間三夫
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２号
茨城県古河市東２丁目11番21号　グラン・コート古河804号
債務者　村上　　清
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第５号
茨城県筑西市藤ケ谷1649番地12　グリーンヒル大野102
債務者　大橋　順司
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第６号
茨城県筑西市藤ケ谷1649番地12　グリーンヒル大野102
債務者　大橋　友美
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第７号
茨城県結城郡八千代町大字平塚4799番地１　あじさいホーム
債務者　芝山　正明
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１０号
茨城県古河市原町16番50号
債務者　佐取　和夫
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第４８０号
金沢市幸町９番８号
債務者　石垣　敏之
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４９９号
金沢市兼六元町15番22号　ハイツ・ルナ207号、従前の住所金沢市田上町26街区４番地、従前々の住所石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目１番地367
債務者　酒井　瑛里
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５０６号
金沢市寺町１丁目16番６号アネックス寺町203号室
債務者　橋本　義信
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第９号
金沢市石引２丁目１番２号　荒井ビル305号、従前の住所金沢市北安江４丁目１番５号、従前々の住所東京都世田谷区中町２丁目４番８号
債務者　飯島　徹也
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２４７３号
名古屋市天白区梅が丘５丁目1002番地　ルミネス原301号
債務者　小林　通憲
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５６３号
名古屋市港区小碓２丁目30番地　ガーデンテラス小碓一番館203号
債務者　大石真結子（旧姓砂山）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５６４号
名古屋市中村区長筬町３丁目12番地の２　美芳コーポ203号
債務者　北田　　實
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５６５号
名古屋市中村区長筬町３丁目12番地の２　美芳コーポ203号
債務者　北田イツエ
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９号
兵庫県加古川市平岡町新在家2212番地の14、従前の住民票上の住所兵庫県加古川市平岡町新在家2212番地の19
債務者　酒井　信夫
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部